

半田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十一日

半田市長 久世孝宏

#### 半田市規則第七号

半田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

半田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成十八年半田市規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中の非常勤消防団員等に対する休業補償を行わない場合として、「又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。